キャリアアップ助成金支給申請チェックリスト 諸手当制度共通化コース

(

チェック項目を確認し、支給申請期間内に管轄のハローワークまで提出してください。(★印は必要な場合のみ提出) 【支給申請期間=対象労働者に係る諸手当の支給後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2ヶ月以内】 支給時期の目処は、労働局到着後おおむね3か月後となります。

申請事業所名

(滴田重業所悉号)

	(週刊学来)が出 コケ		
	申請書類	チェック項目	
	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号)	□ 押印漏れがないこと(雇用保険手続で使用する印であること)	
	諸手当制度共通化コース内訳(様式第7号別添様式6)	□ 事業主又は取締役の3親等以内の親族ではない	
	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)	□ 最新の様式である □ 労働保険料の滞納がない	
	支払方法・受取人住所届	ロ 誤払い防止のため毎回届出が必要	
	生産性要件算定シート(様式第2号)★	□ 生産性要件を満たし、適用を受ける場合 □比較する会計年度が同一の場合、再提出は不要です	
	添付書類	チェック項目	
	キャリアアップ計画書(写)	□ 管轄労働局長の確認を受けたものである	
	当該諸手当制度が規定される前の就業規則等 (写) ※10人未満の事業所で、監督署への届出を行っていない場合 は事業主と労働組合等の労働者代表の署名と押印のある申立 書。以下同じ。	口 労働基準監督署の受付印が押印されている	
	当該諸手当制度が規定された就業規則等(写)	口 労働基準監督署の受理印が押印されている	
	対象労働者の当該諸手当制度適用前後の雇用契約 書等(写)	□ 対象労働者が有期契約労働者等である	
	当該諸手当制度の適用を受ける正社員労働者の雇 用契約書(各1人)(写)		
	対象労働者の賃金台帳 (各1人) (写)	□ 当該諸手当制度適用前3ヵ月分及び適用後6ヵ 月分の支払い状況が確認できる	
	対象労働者の出勤簿等(各1人)(写)	当該諸手当制度適用前 3 ヵ月分及び適用後 6 ヵ月分の出勤状況が確認できる	
	中小企業事業主であることが確認できる書類★ (登記事項証明書等、事業所確認票(様式第8号))	(中小企業事業主に該当する場合は各支給申請に提出が必要)	
	当該諸手当制度の適用を受ける正社員労働者の 賃金台帳(各1人)	□ 当該諸手当制度適用前3ヵ月分及び適用後6ヵ 月分の支払い状況が確認できる	
· <u>-</u>			

	当該諸手当制度の適用を受ける正社員労働者の 出勤簿等(各1人)	□ 当該諸手当制度適用前3ヵ月分及び適用後6ヵ月分の出勤状況が確認できる	
	その他労働局長が必要と認める書類		
	□ 労働者名簿(写)		
	生産性要件算定の根拠となる証拠資料★	□ 法人の事業所の場合: 損益計算書・総勘定元帳等(写) □ 個人の事業所の場合: 青色申告書決算・収支内訳書等(写) □ 伸び率が1%以上6%未満の場合: 承諾書(様式3号)	
※受理時確認項目【ハローワーク確認欄】			
	コ 上記の提出書類、チェック項目に不備がないことを確認した		
] 申請事業所に対して、労働局から調査の連絡がある旨の説明を行った		
	対象労働者が、雇用保険の被保険者であることと、申請日に離職していないことを確認した		
	申請期間内に書類が提出されている		